

## 平成25年度事業計画

自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日

わが国の経済状況は、アベノミクス効果により一日も早い景気の回復が望まれるが、地方においては、まだまだこれらを実感できる状況にない。

このような状況の中、当協議会にあっては、公正な競争の確保と消費者が安心して住まい選びができるよう、公正競争規約の周知と適正な運用に努め、不動産広告のより一層の適正化を図る。

全国的な要請もあり、違反調査等事務処理規程に続き、平成25年度には「措置区分決定等の基準」も策定する予定である。

以上を踏まえ平成25年度の事業計画を次のとおり策定した。

### 1. 公正競争規約並びに関連法令に関する周知徹底と研修事業

各支部を構成する会員に対して、不動産広告の適正な表示の指導に努める。

### 2. 賛助会員加入の促進と諸規約の周知

不動産の適正な表示を徹底するためには、広告代理店等の理解と協力が不可欠であることから、引き続き広告代理店等に対し、賛助会員加入の促進を図るとともに、規約等の認識を深め適正な広告の制作に努めるよう指導、助言を行う。

### 3. 関係官庁並びに関係諸団体との連携

不動産広告の適正化及び取引の公正化を推進するため、消費者庁、公正取引委員会、各県担当課、各地区協議会との緊密な連携を図り円滑な業務の遂行に努める。

### 4. 消費者に対する相談窓口の確立

消費者等からの相談、苦情等を受け付け、適正な対応に努める。